

法人市民税のあらまし

名古屋市

市では、市民のみなさんの日常の生活に結びついた、さまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く共同して負担していただく税が市民税です。

ここでは法人の市民税について、そのあらましをご紹介します。

納税義務者（市民税を納めていただく方）と納めるべき税額

法人の市民税は、均等割と法人税割からなっています。「均等割」は国税である法人税の税額（以下「法人税額」といいます。）にかかわらず負担していただくもので、「法人税割」は法人税額に応じて負担していただくものです。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所や事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人	○	○
区内に寮、宿泊所、クラブ等（以下「寮等」といいます。）を有する法人で、その区内に事務所等を有しないもの	○	—
法人課税信託の受託者（個人の受託者を含みます。）で区内に事務所等を有するもの	—	○

- ・法人課税信託とは、信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託として法人税法で定めるものをいいます。
- ・法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（以下「人格のない社団等」といいます。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされ、法人市民税の規定が適用されます。

事務所等・寮等を市内に設置したときなどの届出

市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等を変更した場合は「法人の異動届出書」を、これらの事実が発生した日の翌日から 30 日以内に栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）に提出してください。

なお、「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」および「法人の異動届出書」については、名古屋市公式ウェブサイト（ページ ID：1011930）からダウンロードできます。

法人税割の課税標準

法人税割の課税標準は、法人税法その他法人税に関する規定によって計算した法人税額です。ただし、法人税における税額控除のうち一部については、地方税においては控除ができないものがあります。

税 率

1 均等割の税率

下表のとおり、法人の区分に応じて税率が異なります。なお、**2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、区ごとに均等割額を計算し**、合計したものが納付すべき均等割額となります。

法人の区分		税率（年額）
資本金等の額	区内の事務所等または寮等の従業者数(役員を含む)の合計数	
①公共法人および公益法人等 ②人格のない社団等 ③一般社団法人および一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		50,000 円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000 円
	50人超	120,000 円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000 円
	50人超	150,000 円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000 円
	50人超	400,000 円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000 円
	50人超	1,750,000 円
50億円を超える法人	50人以下	410,000 円
	50人超	3,000,000 円

・平成31年3月31日以前に終了する事業年度分は、名古屋市公式ウェブサイト(ページID:1011929)をご覧ください。

【減免】

NPO法人（収益事業または法人課税信託の引受けを行っていない場合に限り。）など一定の要件に該当する法人は、**法人市民税の申告納付期限までに「法人の市民税減免申請書」**を提出した場合、均等割額の全部または一部が減免される場合があります。

ただし、当該申告納付期限までに「法人の市民税減免申請書」を提出されなかった場合は、減免されませんのでご注意ください。

2 法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。）	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの	6.0%
④人格のない社団等		

- ・令和元年9月30日以前に開始する事業年度分は、名古屋市公式ウェブサイト(ページID:1011929)をご覧ください。
- ・法人課税信託の受託者(個人の受託者を含みます。)については、①の法人の区分に該当します。

【法人税割の課税標準の分割】

2以上の市町村に事務所等を有する法人においては、上表の法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかの判定は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で行います。

また、事業年度が1年に満たない場合は、「年2,500万円」を「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。

この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

大法人の電子申告義務化

次の対象となる法人が提出する法人市民税の申告書および申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

対象となる法人：事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

この対象となる法人が、申告期限までにエルタックスにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の申告期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

区分	申告期限	納付税額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	均等割額と法人税割額の合計額（中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額）
予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内（注1）	均等割額（年額×「事業年度開始の日以後6か月間（注2）に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額）と法人税割額（「前事業年度の法人税割額×6（注3）÷前事業年度の月数」で計算した額）の合計額
仮決算による中間申告		均等割額（年額×「事業年度開始の日以後6か月間（注2）に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額）と法人税割額（6か月間（注2）を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した額）の合計額

（注1） 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。

（注2） 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの期間となります。

（注3） 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数が6以外であるときは、その月数を乗じます。

- ・法人課税信託の受託者が法人である場合は、法人税割については、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして申告を行う必要があります。また、均等割については、信託資産等および固有資産等を別の者とみなすことなく、固有資産等が帰属するとみなされた法人に係る法人税割の申告納付と併せて申告を行うこととなります。

お問い合わせ先

法人市民税の申告書等の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）へお願いします。

名古屋市栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
TEL (052)959-3305 FAX (052)959-3405

- 名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>
- エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

このあらまは、令和8年4月1日現在適用されている法令および条例等に基づいて作成しています。（法令および条例等については、今後改正される場合があります。）